

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月19日
【会社名】	A L S O K株式会社 (旧会社名 総合警備保障株式会社)
【英訳名】	ALSOK CO.,LTD. (旧英訳名 SOHGO SECURITY SERVICES CO.,LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役グループCOO 栢木 伊久二
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役常務執行役員 重見 一秀
【本店の所在の場所】	東京都港区元赤坂一丁目6番6号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 当社は、2025年7月16日付で会社名を上記のとおり変更いたしました。

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役グループCOOである栢木伊久二及び取締役常務執行役員である重見一秀は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております。

その責任の遂行に当たり、当社は、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準」及び「同実施基準」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制には、一般的に、有効に機能しない固有の限界があるため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）を評価し、その結果を踏まえて評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響として、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、当社、連結子会社及び持分法適用関連会社から対象となる会社を以下のとおり決定いたしました。

全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社、連結子会社88社及び持分法適用関連会社11社を対象といたしました。なお、連結子会社4社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的影響並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。また、評価に際しては、経営者や業務プロセス責任者による内部統制の無視・無効化リスクを考慮し、体系的な整理を含めた評価項目の見直しを継続的に行っております。その中で決算・財務報告プロセスに係る内部統制の評価項目については、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目であるのれん、各種引当金、有価証券の評価、減損損失、繰延税金資産などに関する点検項目を含めました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結売上高と持分法適用関連会社の売上高で構成されるグループ売上高のおおむね2/3に達する会社を原則的に重要な事業拠点とし、評価対象といたしました。当社グループは、セキュリティ事業を中核としつつFM事業等、介護事業、海外事業を営む企業グループであり、いずれのセグメントも小口多数の取引で構成される中、そうした一取引ごとに業務プロセスが売上高と直接原価（外注費、工事・売却原価など）の双方に作用する形で適用されているため、売上高を基準として評価範囲を選定すれば、重要な業務プロセス及び勘定科目を網羅する形で効率的・効果的に評価できると判断いたしました。このほか、連結子会社1社は当社グループで初めて当社の支社を承継する組織再編を実施しており、再編後の業務プロセスに係る内部統制を点検する必要があると判断し、評価対象に加えました。また、売上高の増減や組織再編などに伴う評価範囲変更の必要性を確認した結果、中間会計期間末日時点で持分法適用関連会社1社が評価対象に加わった一方で、期末日時点において評価対象に変更はありませんでした。

選定した重要な事業拠点においては、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。また、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に関わる勘定科目として人件費、外注費、警備輸送業務に関わる勘定科目、賃借料に至る業務プロセスを評価対象といたしました。

IT統制については、グループ全体のIT及び財務・会計システムを統括、管理している当社と、業務プロセス統制に係る内部統制の評価範囲に含めた連結子会社のうち当社を介さず独自にIT全般統制を実施する会社を評価対象といたしました。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、2026年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4【付記事項】

前連結会計年度末における開示すべき重要な不備の是正

当社は、過去の退職給付の会計処理に誤謬があることが判明したため、過年度の決算を修正するとともに、2020年3月期から2024年3月期までの有価証券報告書、2023年3月期第1四半期から2024年3月期第3四半期までの四半期報告書、並びに2025年3月期の半期報告書について、訂正報告書を提出いたしました。

上記の誤謬は、当社グループにおける退職給付制度のうち、当社及び連結子会社4社の退職一時金制度に係る退職給付債務について、金額については適切に見積もっていたにもかかわらず、その計算結果を誤ってデータ入力したこと

によるものです。これは退職給付会計に関する決算・財務報告プロセスの内部統制の不備に起因するものであると考えており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

開示すべき不備が前連結会計年度末日までに是正されなかった理由は、この事実の判明が末日後となったためです。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告の信頼性を確保すべく、以下の再発防止策に取り組んでまいりました。

(1) 退職給付会計に係る決算パッケージの再開発

当社グループには、複数の種類の確定給付型の退職給付制度（企業年金制度及び退職一時金制度）が存在しており、従来の退職給付会計に係る決算パッケージでは、各社の採用する退職給付制度やその退職給付債務の見積方法によって複数のデータ入力方法を使い分けることが必要となっていた状況下、その使い分けを誤ってデータ入力したことが当該誤謬の背景にあります。これを改善するため、当社グループに存在する退職給付制度の内容を精査した上で、各社の環境に対応した複数の入力フォームを備えた決算パッケージを再開発いたしました。

(2) 再鑑体制の整備

前述の決算パッケージの入力フォームに応じた再鑑者向けのチェックリストを作成し、当該パッケージが適切に作成されているかの再鑑体制を強化いたしました。

この結果、当連結会計年度末においては、開示すべき重要な不備は改善され、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 5【特記事項】

該当事項はありません。